

新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について

令和2年5月1日
高崎市医師会看護専門学校

1. 基本的な感染症対策の徹底

①感染源を絶つこと

- ・起床時および登校時には体温測定を行い、健康観察表に記録し毎日提出する。検温時37.0℃以上は勿論のこと、それ以下でも普段より体温が高く熱発が疑わしい場合や、下記のような風邪症状がある場合は速やかに教務に申し出て、対応を相談すること。マスクは登下校中も着用する。

＜鼻汁・鼻閉、倦怠感、咳嗽、咽頭痛、嗅覚・味覚異常、下痢、嘔気・嘔吐、頭痛等＞

②感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ・近距離での会話や発声等が必要な場面では飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを準備する。マスクの準備は各自で行う。（手作りマスクの作成方法については子どもの学び応援サイト等を参考）
- ・教室等はこまめに換気を行う。
- ・教室及び実習室等のドアノブ、手すり、スイッチなど多くの人が触れる場所は、通常の清掃のほか適宜消毒液を使用して清掃する。
- ・講師が使用したマイク・教卓は講義終了後除菌シートで清拭する。
- ・図書室・演習室に出入りする際は学科名・氏名・利用日時を記入する。
- ・玄関の自動販売機前交流スペースで飲食・雑談をしない。
- ・手洗い後のハンカチ・タオルの準備をし、他者との共有は避ける。
- ・教室内で飲食をする際には飛沫が飛ばないように、席の配置等を工夫する。
- ・休日等は不要不急の外出、イベントへの参加、首都圏への移動は避ける。

③抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- ・こまめな水分補給をする。

- 2 生徒は、勤務先、家庭、実習先において新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑いも含む）または濃厚接触者と特定された場合には学校に報告する。

2 生徒、学生及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑いも含む）

又は濃厚接触者と特定された場合について

- (1) 生徒、学生及び教職員が以下の場合、校長が直ちに高崎保健所、高崎市医師会事務局及び群馬県に報告する。別紙1
- ① 感染が判明した場合
 - ② 濃厚接触者に特定された場合
 - ③ PCR検査を受けることになった場合
 - ④ 感染が疑われる場合
- (2) PCR検査を受けることがわかった場合、濃厚接触者に特定された場合には情報を提供
- (3) 生徒、学生及び教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（疑いも含む）の出席停止の扱いと臨時休業の判断は別紙2のとおり
- (4) 感染が判明した場合には校長、各学科担当副校長報告する。
- (5) 臨時休業を行う場合には校長、各学科担当副校長報告する。
- (6) 個人情報の扱いには十分注意し個人情報保護に努める。